

長崎県立大学NAGASAKIセキュリティベース研究所長等選考規程

〔 令和 5 年 2 月 21 日
規 程 第 1 6 号 〕

改正 令和 7 年 3 月 5 日規程第15号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、長崎県立大学NAGASAKIセキュリティベース研究所規程（令和 5 年規程第15号）第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定に基づき、長崎県立大学NAGASAKIセキュリティベース研究所長（以下「研究所長」という。）及びNAGASAKIセキュリティベース研究所副研究所長（以下「副研究所長」という。）の選考及び任期等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選考）

第 2 条 研究所長及び副研究所長の選考は、学長が行う。

（選考の時期）

第 3 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に研究所長又は副研究所長の選考を行う。

- (1) 研究所長または副研究所長の任期が満了するとき
- (2) 研究所長または副研究所長が辞任を申し出たとき
- (3) 研究所長または副研究所長が欠員となったとき

2 学長は、前項第 1 号に該当する場合にあっては任期満了の 1 か月以前に、同項第 2 号または第 3 号に該当する場合にあっては速やかに研究所長または副研究所長の選考を行うものとする。

（選考の基準等）

第 4 条 研究所長は、原則として就任時点において長崎県立大学（以下「本学」という。）情報セキュリティ学科の専任の教授又は准教授である者（見込みの者を含む。）の中から学長が適任と認める者を選考する。

2 副研究所長は、原則として就任時点において本学情報セキュリティ学科の専任の教授又は准教授である者（見込みの者を含む。）の中から学長が適任と認める者を選考し、指名する。

一部改正〔令和 7 年規程第14号〕

（教育研究評議会における審議）

第 5 条 学長は、研究所長候補者の選考について教育研究評議会に意見を聴くものとする。

2 教育研究評議会は、前項の意見を求められたときは、研究所長候補者の選考について審議し、その結果を学長に報告する。

（任命の申出）

第 6 条 学長は、前条第 2 項の規定により教育研究評議会から報告を受けたときは、研究所長の選考について決定し、理事長に任命の申出を行うものとする。

（任期）

第 7 条 研究所長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 副研究所長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号の事由により選出された者の任期は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

第 8 条 この規程に定めるもののほか、研究所長及び副研究所長の選考及び任期等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（令和５年２月21日規程第16号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月５日規程第15号）

この規程は、令和７年３月５日から施行する。